

事 務 連 絡  
令和3年12月27日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局総務課

助産に係る資産の譲渡等に係る消費税の非課税措置について

日頃より、医療行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛てに発出いたしました。  
貴団体におかれましては、内容を御了知の上、貴団体会員各位への周知を行っていただきますようお願いいたします。